令和3年度開設予定の小規模保育事業に係る意見聴取について

1 意見聴取の概要

令和3年4月に三条市東裏館3丁目1-66において開設予定の「ハッピー第六保育園」に係り、児童福祉法第34条の15第4項の規定により<u>小規模保育事業として認可すること</u>、また併せて子ども・子育て支援法第43条第2項の規定により特定地域型保育事業の<u>利用定員を定めること</u>について、三条市こども未来委員会で意見を求めるものです。

(1) 小規模保育事業の認可に係る意見聴取

3歳未満児(0~2歳児)が対象となる地域型保育事業(※)(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)について、子ども・子育て支援新制度において新たに認可制度が設けられ、市が定める設備及び運営の基準(三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)に基づき、認可することとなりました。

地域型保育事業の認可に際しては、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、 児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取することとなっており、本 市においては、三条市こども未来委員会の意見を聴取することとしています。

現在、事業所からの認可申請を受け、事業の実施手法、実施体制、財務等で基本的に問題がないことを確認し、認可手続を進めています。

※ 地域型保育事業とは

保育所 (原則 20 人以上) より少人数の単位で、 $0 \sim 2$ 歳の子どもを保育する事業をいいます。

このうち、小規模保育事業では少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行います。

【参照条文】

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項 (抜粋) 市町村長は、第2項の<u>認可をしようとするとき</u>は、あらかじめ、市町村児童福祉 審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の 保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(2) 利用定員に係る意見聴取

利用定員の設定に際しては、三条市こども未来委員会の意見を聴取することとなっています。

【参照条文】

○子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第43条第2項(抜粋)

市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 申請のあった対象施設

(1) 施設の名称 ハッピー第六保育園

(2) 施設所在地 三条市東裏館3丁目1-66

(3) 事業の種類 小規模保育事業 (A型)

(4) 事業開始予定年月日 令和3年4月1日

(5) 設置・運営者 株式会社プラス 代表取締役 篠田 英也

(静岡県磐田市上本郷 1013-6)

(6) 定 員

0歳児	1歳児	2歳児	合計
3人	4人	5人	12 人

(7) 既存運営施設 小規模保育事業所: 5施設(県内…燕市2施設)

(8) 施設設備等 木造 1 階建 建築面積 92.74 m² (敷地 396.72 m²)

園舎内設備	室数	床面積	(必要面積)	備考
乳児室	1	9. 94 m²	9. 9 m²	最低基準:3.3 m²/人
ほふく室	1	32. 29 m²	13. 2 m²	最低基準: 3.3 m²/人
保育室	1	16. 56 m²	9. 9 m²	最低基準:1.98 ㎡/人
調理室(調理設備)	1	13. 60 m²	_	
その他	1	20. 35 m²	1	未満児用便所2、職員用 便所1含む
合計	_	92. 74 m²	_	

※乳児室・ほふく室・保育室は可動仕切壁で対応

※屋外遊技場:園庭60 m²(最低基準:満2歳児以上の幼児1人につき3.3 m²以上)

(9) 職員構成 施設長1人 園長1人 保育士4人 調理員2人

(上記以外 兼任:栄養士1人 事務員1人 嘱託医2人)

(10) 連携施設 未定

【参考】平面図

Į.	少 与】	4-1	則凶				
	WC 1. 62 m²	1	ーティ リティ . 91 ㎡		b児用 WC 76 ㎡	収納 2.07 ㎡	
	スタッフルーム (調理設備含む) 外部 13.60 ㎡ 収納 0.68 ㎡			保育室 (乳児室・ほふく室含む) 58. 79 ㎡		まふく室含む)	
	玄関 ポーチ 4.14 ㎡		風除室 5.17 ㎡				

外観



○事務局の考え方

静岡県磐田市3施設、燕市2施設に続く6番目の施設となります。認可に当たって必要となる面積基準等も満たしており、既設の施設運営のノウハウ等を活かした事業の実施により、未満児保育の不足の改善と保育の利便性向上が期待できます。

4 利用定員の設定について

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
認可定員	3人	4人	5人	12 人
利用定員(案)	3人	4人	5人	12 人

・認可定員:施設の設置に当たり認可する定員

・利用定員:給付費(委託費)の単価の基準となる定員

※利用定員は、原則として認可定員と同数にすることとされています。

○事務局の考え方

認可定員と利用定員を同数として設定した場合、第2期すまいる子ども・若者プランにおいて推計した三条学園エリア内の「教育・保育の量の見込み」における利用定員数が過剰になることはないと考えます。そのため、利用定員を認可定員と同数として設定するものです。(後述5参照)

5 教育・保育の量の見込みについて

第2期すまいる子ども・若者プランにおける三条学園エリアの「量の見込み(入所児童数)」及び「確保方策(施設の定員)」は次のとおりです。

		令和 :	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2 歳									
量0)見込み ①	18人	91 人	18 人	89 人	18 人	88 人	18人	87 人	18人	87 人	
	認定こども園	3人	18人	3人	18人	3人	18人	3 人	18人	3 人	18人	
確	保育所	13 人	83 人									
確保方策	地域型 保育事業					_					_	
	合 計 ②	16人	101人	16 人	101人	16 人	101人	16 人	101人	16人	101人	
	2 - 1	▲2 人	10 人	▲2 人	12 人	▲2 人	13 人	▲2 人	14人	▲2 人	14 人	

○事務局の考え方

第2期すまいる子ども・若者プランにおいては、ハッピー第六保育園の開設 予定区域となる三条学園エリアにおける「量の見込み(入所児童数)」と「確 保方策(施設の定員)」は、O歳児の定員が2人不足となっています。

また、1・2歳児の定員不足は見込んでいませんが、市全体として3歳未満 児保育の二一ズが増加傾向にあることから、当該園を認可することでこれらの 二一ズに対応することができると考えます。

以上のことから、ハッピー第六保育園を小規模保育事業所として認可し、利用定員について前述4のとおり定めることとします。